

第8回「山の日」全国大会ロゴマーク取扱要領

令和6年2月27日付8山全実第45号

第1 目的

この要領は、第8回「山の日」全国大会（以下「本大会」という。）のロゴマークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

ロゴマークとは、「第8回「山の日」全国大会 TOKYO 2024 大会ロゴマニュアル（以下「ロゴマニュアル」という。）」に定めるものをいう。

第3 利用の申請

ロゴマークの利用の許諾を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「第8回「山の日」全国大会ロゴマーク利用申請書」（第1号様式）に必要な書類を添付して、第8回「山の日」全国大会実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 東京都（以下「都」という。）及び第8回「山の日」全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主体となって実施するイベント等で利用するとき。
- (2) 実行委員会及び第8回「山の日」全国大会実行委員会運営委員会の構成員が広報の目的で利用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体がイベントや広報の目的で利用するとき。
- (4) 第8回「山の日」全国大会区市町村等イベントの申請者が、当該イベントで利用するとき。
- (5) 第8回「山の日」全国大会協賛要領に記載する協賛を行ったものが広報の目的で利用するとき。
- (6) 報道機関が広報の目的で利用するとき。
- (7) 都内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、児童、生徒及び学生に対して、本大会に関する周知を行う目的で利用するとき。

2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、「第8回「山の日」全国大会ロゴマーク利用許諾書」（第2号様式）をもって行う。

第4 利用の制限

会長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの利用を許諾しない。

- (1) 本大会の品位を傷つけ、又は理解の妨げとなるとき。

- (2) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (4) 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるとき。
- (5) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (6) デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
- (7) 専ら営利を目的とした商品販売、広告活動での利用と認められるとき。
- (8) その他会長が不相当と認めるとき。

第5 利用上の遵守事項

申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ使用すること。
なお、第8回「山の日」全国大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が利用条件を指示した場合には、それに従うこと。
- (2) ロゴマークの利用に当たっては、事務局が提供したロゴマークに係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ログオマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
- (4) 原則として、ロゴマークを使用する物件には、「第8回「山の日」全国大会 第〇号（第3第2項による許諾番号）を明示すること。ただし、その形状等から許諾番号を明示することが困難な場合を除く。
- (5) 物件の完成見本を、速やかに事務局に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) ロゴマークの利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。ロゴマークの著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、実行委員会は一切の責任を負わない。
- (7) 故意または過失により実行委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。

第6 許諾内容の変更

利用者は、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「第8回「山の日」全国大会ロゴマーク利用許諾変更申請書」（第3号様式）を会長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第3から第5までの規定を準用する。

第7 利用状況の報告

申請者は、使用用途が終了した際は、「第8回「山の日」全国大会ロゴマーク利用報告書」

(第4号様式)により、ロゴマークの利用状況について会長に報告しなければならない。

第8 許諾の取消し

会長は、ロゴマークの利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関して必要な事項は、会長が別に定める。